



平成26年5月9日

各 位

会社名 株式会社 タムラ製作所  
代表者名 代表取締役社長 田村 直樹  
(コード番号 6768 東証第一部)  
問合せ先 理事 経営管理本部長 飯田 博幸  
TEL 03-3978-2031

### 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定について

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、企業価値、ひいては、株主の皆様の利益を確保し、又は向上させる取り組みの一環として、当社株式の大規模買付行為への対応方針（以下「現対応方針」といいます。）を決議し、平成18年6月29日開催の定時株主総会に議案を上程し、株主の皆様のご承認をいただきました。

当社では現対応方針導入後においても、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる議論の進展を踏まえ、その更新の是非及び内容変更の要否について引き続き検討してまいりました。かかる検討の結果、現在進めております中期計画の進捗状況やコーポレート・ガバナンス体制の取り組みに鑑み、現対応方針を見直して引き続き運用することが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するとの結論にいたり、平成26年5月9日開催の取締役会において、平成26年6月26日開催予定の定時株主総会（以下「本総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を前提として、現対応方針を一部改定した上で更新することを決定いたしましたので、お知らせいたします（以下、一部改定した新しい方針を「本対応方針」といいます。）。

なお、本更新に伴う主な変更点は次のとおりです。

#### ① 取締役会評価期間延長の明記

取締役会評価期間について、特別委員会が評価期間の延長を認める勧告等を行った場合に限り、延長できる旨明記し、取締役会評価期間を延長できる場合があること及び特別委員会の延長を認める勧告等がなければ延長できないこと等を明確にしました。

#### ② 対抗措置発動の停止等の明記

対抗措置を必要かつ相当な範囲にとどめるため、取締役会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後においても、一定の場合には対抗措置発動を停止等できる旨を明記しました。

#### ③ 大規模買付ルールの有効期限について

平成18年6月29日の総会の承認以降、有効期限は1年としその後自動的に1年間延長されるものとなっておりましたが、株主の皆様のご意見を定期的に取り入れるために有効期限は3年とし、総会決議により更新するものとなりました。

#### ④ 「特別委員会の概要」の改定

大規模買付けルールの有効期限の改定に伴い、特別委員会の委員の任期を3年といたしました。また、本ルール運用の合理性・公正性を担保する特別委員会の構成員を公表し透明性を確保するため、委員の略歴を公表することとしました。

その他、現対応方針と比較して基本的なスキームの変更はございませんが、株主の皆様により分かりやすくするために内容を一部詳細化し整理・修正を行っております。

## 1. 基本的な当社の考え方

当社は、証券取引所に上場する株式会社として、当社株式の売買は市場に委ねるものと考えており、特定株式保有者等（注1）による当社株式の買付けに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、特定株式保有者等による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付行為の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を特定株式保有者等に委譲させることを目的としたもの、当社の資産を特定株式保有者等の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメーラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたものなど、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものがあります。従いまして、大規模買付行為が行われる場合には、特定株式保有者等から必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であります。

当社は、グループとして、国内外に子会社、関連会社を合わせ、40社強を有し、日本、東南アジア、アセアン、米州及び欧州の5つのリージョンに跨り、電子部品、電子化学実装、情報機器、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐に渡る事業展開を行っております。よって、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのためには当社グループ各社の当社グループにおける位置づけや役割を十分に理解し、より中長期的な観点から将来の展望を見据えて安定的な経営を目指していくことが必要であります。

特定株式保有者等による当社株式の買付けが行われる場合に、株主の皆様は、短期間に、以上のような当社及び当社グループの特性を踏まえた上での十分な情報を確保していただくこと、そして、それに基づき十分な分析を加えた上で特定株式保有者等による当社株式の買付けの妥当性をご判断いただくことが容易でない場合も想定しうると考えております。当社は、現時点において当社株式が特定株式保有者等により買付けの対象とされているとの認識はございませんが、今後、当社の同意なく特定株式保有者等による当社株式を対象とする公開買付や当社株式の買集め等が行われた場合に、①特定株式保有者等の目的等が株主の皆様の利益を損なうものであるか否か、②特定株式保有者等の買付けが株主の皆様当社株式の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③特定株式保有者等により株主の皆様に対し十分な情報の開示が行われているか否か等を検討するた

めに必要な情報と時間を合理的に確保することは、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止するために重要であると考えております。

そこで、以下の内容の事前情報に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を、本総会において、当社株主の皆様のご意思を確認させていただくために、その承認を得ることを条件として、改定することといたしました。

なお、平成26年3月31日現在における当社の主要な株主構成は別紙1の通りであります。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 経営理念について

日本でラジオ放送が始まる1年前の大正13（1924）年、当社の前身となる「田村ラジオ商会」が創業しました。ラジオ修理からオリジナルのラジオ作りを手がける中で、「良い音」への追及から、その鍵となるトランスの製作を手がけるようになり、トランスを軸とする電子部品事業の礎を築きました。その後、良いトランスを作るための接合材料の追及からフラックスやはんだ材料、はんだを接合するためのはんだ付装置、更には放送用・通信用トランスの実績から放送用音声機器・通信機器にその業容を広げてまいりました。現在では、電子部品、電子化学実装、情報機器の3つの事業分野で、新たな市場のニーズに応える製品の開発、供給に努めております。

優秀な製品を通して社会に貢献すること。当社が掲げる理念は、1924年の創業から、よりグローバルなフィールドで事業展開している今日まで変わることはありません。その一貫した理念のもと、当社は「オンリーワン・カンパニーの実現」をコーポレートスローガンに掲げ、「ミッション・ビジョン・ガイドライン」より構成される「タムラ・グループミッション・ステートメント」を制定しております。

#### ミッション

私たちは、タムラグループの成長を支える全ての人々の幸せを育むため、世界のエレクトロニクス市場に高く評価される独自の製品・サービスをスピーディに提供していきます。

#### ビジョン

1. タムラグループは、世界的視野にたち、エレクトロニクス産業が求める事業を経営基盤とします。
2. タムラグループは、市場本位をつらぬき、世界のお客様が求める技術を事業基盤とします。
3. タムラグループは、公正な視点で社員を評価し、努力によって成果をもたらす人を最も賞賛します。
4. タムラグループは、国際社会の一員として行動し、各国の法規制を遵守し文化・慣習を尊重します。
5. タムラグループは、地球環境の保全に努め、資源の有効化と再資源化を推進します。

#### ガイドライン

1. 私たちは、パートナーシップを大切にします。
2. 私たちは、革新する勇気を大切にします。

3. 私たちは、多彩な個性を大切にします。
4. 私たちは、社会的な責任を大切にします。

## (2) 中期経営計画について

当社は、経営理念に基づき中期経営計画を策定し、企業価値の向上に向けて取り組みを進めております。平成25年度から平成27年度の3ヶ年における中期経営計画は“Biltrite Tamura”と命名しております。前中期経営計画期間では、世界的な景気低迷や、グローバル競争が激化する中、適正な利益水準の確保が課題となりました。これに対し、新中期計画では収益性の向上を目標の第一に掲げ、株主資本の充実を目指します。

“Biltrite”とは、当社創業期の製品に使用された由緒ある商標で“Build up”と“Right”を組み合わせた造語です。厳しい経営環境下でも、会社の正しい姿として、立派な製品を作り、健全な経営体質を作り、最適なグローバル体制を作り、そして、それらにより適正な収益確保を目指します。

- ① 健全な経営体質を作る
  - ・売上重視から利益重視への意識改革
  - ・適正な利益の確保
- ② 最適なグローバル体制を作る
  - ・グローバル労務費・経費の最適配分
  - ・ナショナルスタッフの活躍推進
- ③ 立派な製品を作る
  - ・ナンバーワン商品・オンリーワン商品の強化
  - ・新規・戦略事業の投資回収

## (3) コーポレート・ガバナンスについて

当社及びグループ各社は株主重視を経営の基本理念とし、株主の皆様から経営の委託を受けた経営陣の強い使命感、高い企業倫理観に基づくコンプライアンス経営を実現するため、経営の効率性、透明性を向上させ、株主の皆様の視線に立って企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

当社では、監督・監査体制の一層の充実強化を図るため、社外取締役1名のほか、監査役3名(社外監査役2名を含む)の体制をとっております。

## 3. 大規模買付ルールの内容

### (1) 本大規模買付ルールの目的及び概要

本大規模買付ルールは、これにより株主の皆様にご判断を頂くために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、特定株式保有者等との交渉の機会を確保し、特定株式保有者等が本ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損される場合には、当社が当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され

ることの防止を目的としています。

本大規模買付ルール概要は以下のとおりです。

- ① 事前に特定株式保有者等が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること
- ② 当社取締役会により当該大規模買付行為の一定の評価を行い、また代替案を提示するために必要な期間が経過した後に大規模買付行為を開始すること
- ③ 当社取締役会は、当該大規模買付行為を検討・評価し、当社取締役会としての見解を公表すること
- ④ 当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役会の判断について、その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織である特別委員会を設置すること
- ⑤ 特別委員会は、対抗措置の発動の是非について、特別委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告・助言（以下「勧告等」といいます。）を行うこと
- ⑥ 当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関しては、特別委員会の勧告等を最大限尊重しつつ、最終的な決定を行うこと

## （２）特別委員会

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づく特定株式保有者等に対する対抗措置の発動の是非について最終決定を行います。大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、決定の合理性・公正性を担保するため、別紙２「特別委員会の概要」に定める特別委員会を設置いたします。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非等について諮問し、特別委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで当社取締役会に対し対抗措置発動の是非の勧告等を行うものとし、当社取締役会は、特別委員会の勧告等を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することといたします。特別委員会の勧告内容についてはその概要を適宜情報開示することといたします。

特別委員会の委員は３名以上５名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役・社外監査役・外部の弁護士・税理士・公認会計士及び学識経験者等の中から選任します。

## （３）本必要情報等の提出

特定株式保有者等が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、特定株式保有者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、特定株式保有者等から当初提供いただくべき情報のリストを当該特定株式保有者等に交付します。

これは、当社の株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で当社取締役会に対して提供していただくものです。本必要情報の具体的内容は特定株式保有者等の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 特定株式保有者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員等の構成員を含む）の詳細（名称、資本構成等、経歴・沿革、特定株式保有者等の事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付け等の対価の価格・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠等を含みます。）及び取得資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、買付資金調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤ 買付け後の従業員、顧客、取引先、地域社会等ステークホルダーに関する方針
- ⑥ 当社の他の株主との間に利益相反となる場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑦ その他当社取締役会または特別委員会が合理的な判断をするために必要とする情報

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分であると合理的に認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告等を最大限尊重した上で、特定株式保有者等に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報はすべて特別委員会に提出されます。また、当社取締役会は、特別委員会の勧告等を最大限尊重しつつ、本必要情報のうち、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる情報については、適切と判断する時点で開示します。

#### （４）取締役会の評価

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、特定株式保有者等が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会の勧告等を最大限尊重しながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、特定株式保有者等との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会が、評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議を行うに至らず、評価期間の延長が必要な場合、特別委員会に対し、評価期間延長が必要な理由、必要な延長期間その他必要な事項を付した上で諮問します。特別委員会が評価期間の延長を認める勧告等を行った場合に限り、原則として30日間を上限として当該評価期間を延長することができるものとします。また、評価期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。評価期間が延長された場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と思われる事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

特定株式保有者等が現れた場合、当社取締役会は、特別委員会が行う勧告等を最大限尊重した上で、当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることになります。特別委員会は、当社取締役会に対して勧告等を行うに当たり、①特定株式保有者等の目的等が株主の利益を損なうものであるか否か、②特定株式保有者等の当該大規模買付行為が株主に当社の株券等（注2）の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③特定株式保有者等により株主に対し十分な情報の開示が行われているか否か、④当社取締役会により代替案を検討する十分な時間が与えられているか否か、⑤新株予約権発行が企業価値防衛策として相当なものか否か等を判断基準として、当社取締役会とは独立の立場から、特定株式保有者等による支配権取得が当社に対して回復し難い損害をもたらす事情があるか否か、株主の利益を損なう事情があるか否か等につき、第三者的かつ専門的立場から判断を行います。

#### 4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

##### (1) 特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守した場合

特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。特定株式保有者等の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

もともと、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が次に掲げる対抗措置発動要件のいずれかに該当し、対抗措置をとることが相当と取締役会が認める場合は、当社取締役会の決議により対抗措置をとることがあります。当該大規模買付行為が対抗措置発動要件に該当するか否か、対抗措置をとることが相当と認められるか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、特定株式保有者等の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、特別委員会の勧告等を最大限尊重しながら当該特定株式保有者等及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、決定することといたします。

① 次に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合

ア 当該大規模買付行為の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取を要求することにある行為

イ 当該大規模買付行為の目的が、主として、不動産、動産、知的財産権・ノウハウ・企業秘密、主要取引先、顧客等を含む当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現することにある行為

ウ 当該大規模買付の目的が、主として、当社の資産の全部又は重要な一部を特定株式保有者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することにある行為

エ 当該大規模買付の目的が、主として、当社の所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却処分させる等して、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当

による株価急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをすることにある行為

- ② 反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人又はグループによる大規模買付行為
- ③ 最初の買付で全部株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付を行う、いわゆる強圧的二段階買付等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある行為
- ④ 大量買付者による支配権取得及び支配権の取得後における当社の従業員、顧客、取引先、地域社会等ステークホルダーの処遇方針等により、当社の株主の皆様はもとより、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊するおそれのある行為
- ⑤ 買付の条件（対価の価額・種類、買付時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性）等が当社の企業価値の本質に鑑み不十分または不適切な買付行為

## **(2) 特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守しない場合**

特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、特別委員会の勧告等を最大限尊重しながら、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙3の「株主割当により新株予約権を発行する場合の概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、特定株式保有者等に属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置として有効に機能させるために行使期間及び行使条件等を設けます。

## **(3) 対抗措置発動の停止等について**

上記(1)または(2)において、当社取締役会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該特定株式保有者等が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。たとえば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は無償割当が行われた後においても、特定株式保有者等が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告等を受けた上で、効力発生日の前日までの間は、当該新株予約権無償割当等の中止、又は新株予約権無償割当後において行使期間開始日の前日までの間は、当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する東京証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

## **5. 株主・投資家に与える影響等**

### **(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等**

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要



な情報、並びに、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見及び代替案等の提示を受ける機会を保証しています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4において述べたとおり、特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、特定株式保有者等の動向にご注意ください。

## (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した特定株式保有者等を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する東京証券取引所の上場規則等に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の無償割当により行う場合には、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主の皆様は、自動的に新株予約権が無償にて割り当てられます。したがって、当社株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるため、申込みの手続きをしていただく必要はございません。もともと、当社株主名簿の名義書換が未了である当社株主の皆様に関しましては、当該割当期日までには名義書換を完了していただく必要があります。なお、当社株式は、株式等振替制度のもと管理されておりますので、証券保管振替機構ご利用の株主の皆様に関しましては名義書換の手続きをしていただく必要はございません。

新株予約権の行使により新株を取得するためには、所定の期間中に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令及び当社が上場する東京証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

なお、特別委員会の勧告等を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 6. 大規模買付ルールの有効期限及び修正・廃止について

上記対応方針の導入は、平成26年6月26日の本総会での承認をもって開始し、3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する当社の定時株主総会終結時までが有効期限となります。但し、有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において上記対応方針を修正・廃止する旨の議案が承認された場合には、修正・廃止されるものとします。

なおまた、当社取締役会は、有効期限の満了前であっても、上記対応方針に関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合等、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、上記対応方針本プランを修正し、又は廃止する場合があります。当社は、上記対応方針が修正・廃止された場合には、その旨を速やかにお知らせします。

## 7. 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記「1. 基本的な当社の考え方」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために特定株式保有者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記「4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載されたとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告等を最大限尊重するものとされています。

また、その判断の概要については、株主の皆様には情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の透明な運用が行われる仕組みが確保され

ています。

## (5) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針を一部変更して導入されるものであり、その導入・継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

## (6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役会の構成員につき期差任期制を採用していないため、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注1) 「特定株式保有者等」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者又は保有者かつ公開買付者であるものであって、(i) 当該保有者が保有する当社の株券及び当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(ii) 当該公開買付者が保有し若しくは保有することとなった当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかわる株券保有割合の合計、又は、(iii) 当該保有者かつ公開買付者であるものが保有し若しくは保有することとなった当社の株券等及び当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者並びに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券保有割合の合計のいずれかが、当社発行済株式総数の20%を超える者又は超えると当社取締役会が認める者をいいます。

なお、この(注1)で用いられる次の語句は、以下に定める意味内容を有します。

「株券等保有割合」とは、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。

「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。

「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。

「保有者かつ公開買付者」とは、保有者が、同時に公開買付者である場合の当該保有者をいいます。

「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

(注2) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

以上

## 別紙 1

## 大株主の状況

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
タムラ協力企業持株会	埼玉県坂戸市千代田5丁目5番30号	3,471	4.19
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	3,200	3.86
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,940	3.55
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	2,799	3.38
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,791	3.37
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16番13号)	2,685	3.24
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	1,911	2.30
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,536	1.85
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	1,412	1.70
三井住友海上火災保険 株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	1,366	1.65
計	—	24,113	29.12

## 特別委員会の概要

### 1. 特別委員会の設置

当社には、特別委員会を設置する。

### 2. 特別委員会設置の目的

特別委員会は、特定株式保有者等による当社株式等の大規模買付行為により、当社の企業価値が毀損され、当社株主（ただし、大規模買付ルールに違反する特定株式保有者等を除く。以下同じ。）に不利益が生じることを防止するため、当社経営陣から独立して、当該大規模買付行為が当社の企業価値を損ねるものであるか否かを判断することを目的とする。

### 3. 特別委員会の員数及び構成

特別委員会は、社外取締役・社外監査役・外部の弁護士・税理士・公認会計士及び学識経験者等の中から3名以上5名以内の範囲で構成される。

### 4. 委員の選任

特別委員会の委員は、取締役会の決議に基づいて選任する。

取締役会は、委員の選任にあたっては、第2項に定める特別委員会設置の目的に適うよう、企業価値に関する法的・経営的側面における十分な知識を有する者を選定する。

### 5. 委員の任期

委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、委員が、当社の社外取締役・社外監査役であった場合で、社外取締役・社外監査役を退任したときには、当然に委員として任期も終了するものとする。また、任期満了前に退任した委員の後任として選任された委員の任期は、退任した委員において予定されていた任期満了の時までとする。なお、委員は再任を認める。

### 6. 招集

取締役会は、特定株式保有者等が現れた場合には、決議により特別委員会を速やかに招集しなければならない。

### 7. 決議方法

特別委員会の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。但し、疾病等やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認のうえ、当該委員を除く委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

### 8. 特別委員会の権限

- (1) 特別委員会は、特定株式保有者等による当社株式等の大規模買付行為につき、決議により勧告及び助言を行うことができる。なお、当社取締役会は、かかる勧告及び助言を最大限尊重しなければならない。
- (2) 特別委員会は、前号に係る判断をするため、当社取締役会及び特定株式保有者等に対して、①特定株式保有者等及びそのグループの詳細、②大規模買付行為の目的、方法及び内容、③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け、④買付後経営方針等、⑤買付け後の従業員、顧客、取引先、地域社会等ステークホルダーに関する方針、⑥当社の他の株主との間に利益相反となる場合には、それを回避するための具体的方策、⑦その他当社特別委員会が合理的

な判断をするに必要とする情報の開示・提供を求めることができる。

- (3) 特別委員会は、特定株式保有者等による当社株式等の大規模買付行為に関して、当社の費用をもって、弁護士・税理士・公認会計士及び学識経験者等から助言を求めることができるものとする。

#### 9. 特別委員会による検討の指針

特別委員会は、前項の勧告・助言を行うにあたっては、①特定株式保有者等の目的等が株主の利益を損なうものであるか否か、②特定株式保有者等の買付けが株主に当社の株券等の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③特定株式保有者等により株主に対し十分な情報の開示が行われているか否か、④当社取締役会により代替案を検討する十分な時間が与えられているか否か、⑤新株予約権発行が企業価値防衛策として相当なものか否か等を、その判断の指針とする。

## 特別委員会の委員の略歴

本対応方針の更新後の特別委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

(50音順)

1. 石川 重明 (いしかわ しげあき)  
昭和19年7月21日生まれ  
平成14年8月 警視総監  
平成16年2月 日本道路交通情報センター理事長  
平成20年2月 本間合同法律事務所 (現)
2. 佐藤 正典 (さとう まさのり)  
昭和36年6月1日生まれ  
平成4年3月 佐藤正典税理士事務所長 (現)  
平成12年6月 当社社外監査役就任 (現)
3. 戸田 厚司 (とだ あつじ)  
昭和30年1月19日生まれ  
昭和55年10月 新光監査法人入社  
昭和59年10月 戸田公認会計士事務所長 (現)
4. 蓑宮 武夫 (みのみや たけお)  
昭和19年1月18日生まれ  
昭和37年4月 ソニー(株)入社  
平成11年6月 ソニー(株)執行役員常務就任  
平成13年6月 ソニー(株)執行役員上席常務兼ソニーイーエムシーエス(株)副社長就任  
平成19年6月 当社社外取締役就任 (現)
5. 守屋 宏一 (もりや こういち)  
昭和35年9月29日生まれ  
平成元年4月 本間法律事務所入所  
平成12年7月 守屋法律事務所長 (現)  
平成13年6月 当社社外監査役就任 (現)

## 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

### 1. 新株予約権の割当先

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。）に記載または記録された株主に対して、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき、新株予約権1個を割当てるとする。

### 2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

- (1) 当社普通株式とし、当社取締役会で定める割当期日の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）に1を乗じた株式を上限とする。ただし、2. (2)により新株予約権1個あたりの目的となる株式の数が調整される場合には、当該調整後の新株予約権1個あたりの目的となる株式の数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整される。
- (2) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式1株とする。ただし、新株予約権の発行後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合やその他の場合においては、目的となる株式の数を調整するものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

当社取締役会で定める割当期日の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）に1を乗じた数を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、新株予約権の総数がかかる上限を超えない範囲内で複数回にわたり新株予約権の発行を行うことがある。

### 4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

### 5. 新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）

新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、新株予約権の発行後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合やその他の場合においては、別途行使価額を調整するものとする。

### 6. 行使期間

新株予約権の発行日から3ヶ月間経過する日までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行休業日に該当するときは、その後最初に到来する銀行営業日を最終日とする。

### 7. 行使の条件及び消却の条件

- (1) 特定株式所有者等又はこれらの者から新株予約権を承継した者（ただし、承継に関して当社取締役会の承認を得た者は除く。）若しくはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者は新株予約権の行使はできないものとする。
- (2) その他、行使の条件及び消却の条件は、当社取締役会にて別途定めるものとする。

### 8. 譲渡制限

新株予約権は、当社取締役会の承認がない限り譲渡できないものとする。